【ヤングケアラーについて】

1 ヤングケアラーとは

ヤングケアラーは法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うような、同居する親や祖父母、兄弟の身の回りの世話や、家事等を恒常的にしている 18 歳未満の子どもを指します。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、学校に行けない、勉強する時間がとれない、睡眠が十分にとれないなどの状況が続き、本人の育ちや教育に影響がある場合は該当します。

2 ヤングケアラーの現状(国の調査結果)

厚生労働省の調査研究事業において、令和3年3月に報告された全国のデータでは、世話をしている家族が「いる」と回答した子どもは、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%、定時制高校2年生相当は8.5%、通信制高校生で11.0%となっています。本市において、ヤングケアラーと認められる子どもの情報は今のところありませんが、潜在的にヤングケアラーがいる可能性があると考えられます。

<参考>

ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書(令和3年3月)

(厚生労働省が民間の調査機関に委託して行った調査、対象は無作為抽出)

1 世話をしている家族の有無(%)

	いる	いない	無回答
中学2年生	5.7	93.6	0.6
全日制高校2年生	4.1	94.9	0.9
定時制高校2年生相当	8.5	89.9	1.6
通信制高校生	11.0	88.1	0.9

2 世話を必要としている家族(%)

	父母	祖父母	きょうだい	その他	無回答
中学2年生	23.5	14.7	61.8	3.8	9.4
全日制高校2年生	29.6	22.5	44.3	5.5	8.8
定時制高校2年生相当	35.5	16.1	41.9	12.9	9.7
通信制高校生	32.7	22.4	42.6	12.2	0

- 3 世話をしているために、やりたいけれどできないこと(各上位5件)
- (1) 中学2年生

- ①自分の時間がとれない。(20.1%)
- ②宿題をする時間や勉強する時間がとれない。(16.0%)
- ③友人と遊ぶことができない。(8.5%) 睡眠が十分にとれない。(8.5%)
- ⑤部活や習い事ができない、もしくは辞めざるを得なかった。(4.7%)
- (2) 全日制高校2年生
- ①自分の時間がとれない。(16.6%)
- ②宿題をする時間や勉強する時間がとれない。(13.0%)
- ③友人と遊ぶことができない。(11.4%)
- ④睡眠が十分にとれない。(11.1%)
- ⑤進路の変更を考えざるを得ない、もしくは進路を変更した。(5.5%)

3 発見の手段

(1) 子どものSOS

学校の教職員は、子どもと接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことから、 ヤングケアラーを発見しやすい立場にあるといえるため、学校や教育委員会等と適切な情報共有や連携をし、ヤングケアラーの早期発見につなげていきます。

(2) 家庭の状況

家庭の問題を発見する手段として、家庭児童相談員らの面談や訪問のなかで、しつけや教育と称して子どもに過重と思われる家事を負担させていないか、又は健康に不安のある保護者が、長子など年長の子を介護や育児の担い手などとして過度に頼っていないかなど、ヤングケアラーを発見する視点をもって対応しています。

また、介護される方等が福祉サービスにつながっている場合には、ヤングケアラーから見ても身近な存在である福祉サービス提供者に対して、家庭内の子どもの様子に目を向けることの重要性を改めて認識するよう働きかけ、発見につながるよう取り組みます。

4 支援体制(渋川市子ども家庭総合支援拠点)

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。本年4月、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談や訪問により、総合的かつ継続的に支援を行う拠点として、市役所本庁舎のこども課内に「渋川市子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。この拠点において、市の家庭児童相談室、保育施設、学校、母子保健機関、県の児童相談所や警察など、関係機関でつかんだ情報を横断的に共有し、各家庭の実情に合わせた適切な支援を行っています。ヤングケアラーにおいても課題を共有し、さらなる体制づくりを進めていきます。